

国民健康保険の保険料（税）の 賦課（課税）限度額について

令和元年10月31日
厚生労働省保険局

賦課限度額の見直しについて

- 社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があるが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしている。
- これまで、保険料負担の公平を図る観点から、賦課限度額を引き上げてきたところ。
- 高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、
 - ・ 保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引上げにより必要な保険料収入を確保することとすれば、高所得層の負担は変わらない中で、中間所得層の負担が重くなる。【イメージ図：①】
 - ・ 保険料負担の上限を引き上げることとすれば、高所得層により多く負担いただくこととなるが、中間所得層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となる。【イメージ図：②】

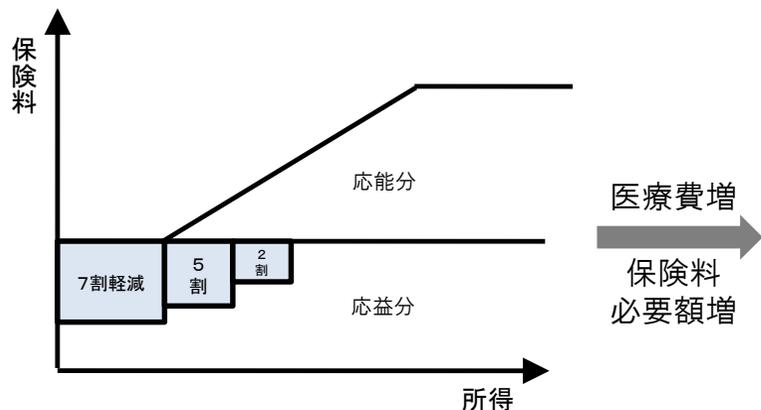
【イメージ図】

※ 医療費が増加し確保すべき保険料収入額が増加した場合において、必要な保険料収入を確保するため、

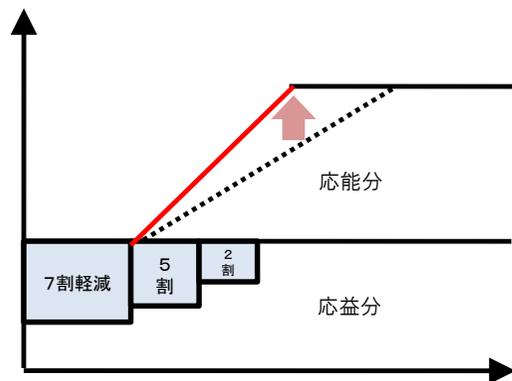
①保険料率の引上げ

②保険料率及び賦課限度額の引上げ

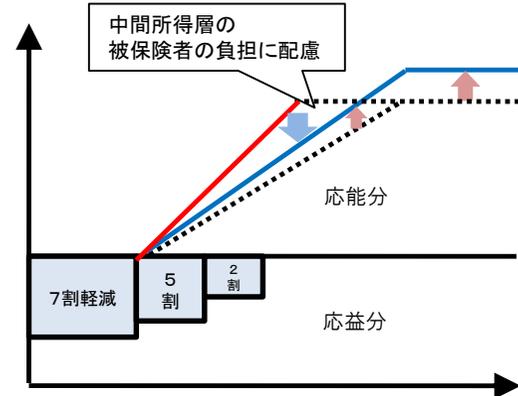
を行った場合



【イメージ図：①】
保険料率の引上げ



【イメージ図：②】
保険料率及び賦課限度額の引上げ



【参考】賦課限度額の推移

	医療分(計)		基礎賦課(課税)額		後期高齢者支援金等賦課(課税)額【平成20年度～】		介護納付金賦課(課税)額【平成12年度～】		合計	
	引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額	
平成5年度			50万円	+4万円					50万円	+4万円
7年度			52万円	+2万円					52万円	+2万円
9年度			53万円	+1万円					53万円	+1万円
12年度			53万円	-			7万円	+7万円	60万円	+7万円
15年度			53万円	-			8万円	+1万円	61万円	+1万円
18年度			53万円	-			9万円	+1万円	62万円	+1万円
19年度			56万円	+3万円			9万円	-	65万円	+3万円
20年度	59万円	+3万円	47万円	▲9万円	12万円	+12万円	9万円	-	68万円	+3万円
21年度	59万円	-	47万円	-	12万円	-	10万円	+1万円	69万円	+1万円
22年度	63万円	+4万円	50万円	+3万円	13万円	+1万円	10万円	-	73万円	+4万円
23年度	65万円	+2万円	51万円	+1万円	14万円	+1万円	12万円	+2万円	77万円	+4万円
24・25年度	65万円	-	51万円	-	14万円	-	12万円	-	77万円	-
26年度	67万円	+2万円	51万円	-	16万円	+2万円	14万円	+2万円	81万円	+4万円
27年度	69万円	+2万円	52万円	+1万円	17万円	+1万円	16万円	+2万円	85万円	+4万円
28年度	73万円	+4万円	54万円	+2万円	19万円	+2万円	16万円	-	89万円	+4万円
29年度	73万円	-	54万円	-	19万円	-	16万円	-	89万円	-
30年度	77万円	+4万円	58万円	+4万円	19万円	-	16万円	-	93万円	+4万円
31年度	80万円	+3万円	61万円	+3万円	19万円	-	16万円	-	96万円	+3万円

(注1) 平成19年度までは、老健拋出金分が基礎賦課額に含まれていたが、平成20年度以降、老人保健制度が廃止され、後期高齢者支援金等賦課額が新設されている。

(注2) 昭和33年以降平成4年度以前の賦課(課税)限度額の改定経緯を見ると、退職者医療制度が創設された昭和59年度に基礎賦課(課税)分が7万円引き上げられた以外は、引上げ幅は最大4万円(昭和49年度)となっている。

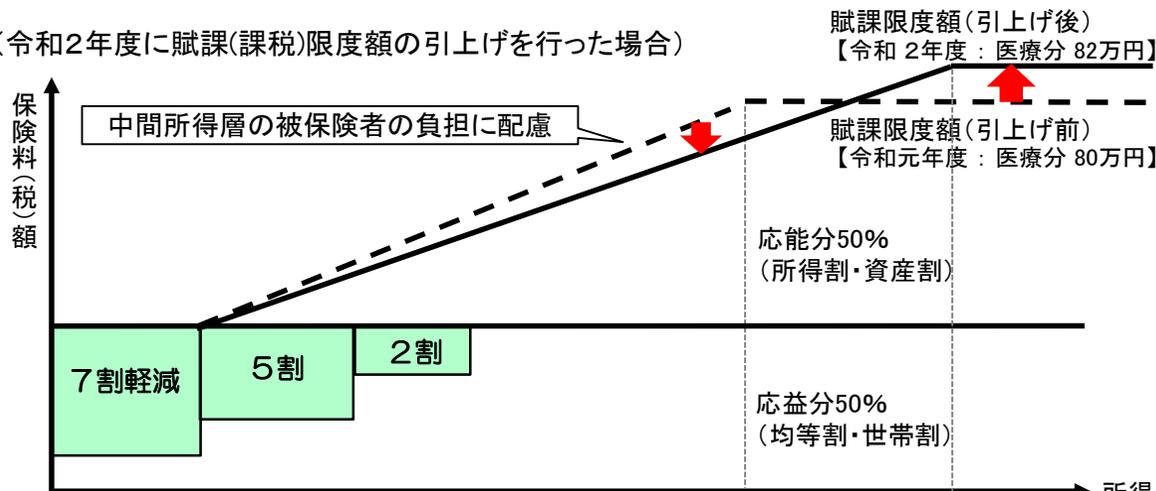
令和2年度の国保保険料(税)に係る賦課(課税)限度額の在り方(案)

○ 国保保険料(税)の賦課(課税)限度額については、これまで被用者保険におけるルール(※)とのバランスを考慮し、該当世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げているところ。

※最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%~1.5%の間となるように法定されている。

○ 令和2年度においては、医療給付費等の増加が見込まれる中で、基礎賦課分を2万円、介護納付金分を1万円、それぞれ引き上げることにより、中間所得層と高所得層の引上げ幅の公平を図ることとしてはどうか。(後期高齢者支援金等分は据え置く)

(令和2年度に賦課(課税)限度額の引上げを行った場合)



※ 賦課限度額(医療分)に達する収入及び所得(注1、注2)【令和元年度】 【令和2年度】
(基礎賦課分+後期高齢者支援金等賦課分)

給与収入 約1,090万円/年金収入 約1,080万円
(給与所得 約870万円/年金所得 約870万円)

給与収入 約1,120万円/年金収入 約1,110万円
(給与所得 約900万円/年金所得 約900万円)

(注1) 給与収入又は年金収入を有する単身世帯で試算。

(注2) 保険料率等は、旧ただし書・4方式を採用する平成29年度全国平均値で試算。【平成29年度】所得割率 8.66%、資産割額 14,192円、均等割額 30,202円、世帯割額 28,208円。同様の考え方で令和2年度の限度額に達する収入を試算すると、3方式の場合には給与収入約1,000万円/年金収入約980万円、2方式の場合には給与収入約1,110万円/年金収入約1,100万円。

● 賦課(課税)限度額引上げに伴う収入別の保険料への影響(令和2年度(推計))(注4)

	令和元年度 医療分 (80万円)	令和2年度 医療分 (据え置き) (82万円)	令和元年度 介護分 (16万円)	令和2年度 介護分 (据え置き) (17万円)	令和元年度 合計 (96万円)	令和2年度 合計 (据え置き) (99万円)			
年収400万円 (前年度伸び率)	27.8万円	28.6万円 (+2.7%)	28.5万円 (+2.3%)	2.39万円	2.63万円 (+10.0%)	2.59万円 (+8.6%)	30.2万円	31.2万円 (+3.3%)	31.0万円 (+2.8%)
限度額該当世帯 (前年度伸び率)	80.0万円	80.0万円 (+0.0%)	82.0万円 (+2.5%)	16.0万円	16.0万円 (+0.0%)	17.0万円 (+6.3%)	96.0万円	96.0万円 (+0.0%)	99.0万円 (+3.1%)

(注4) 中間所得層と高所得層(賦課(課税)限度額到達世帯)について、平成29年度実績に基づき、予算ベースで令和2年度における状況を推計したもの。

● 賦課(課税)限度額の引上げ案(令和2年度)

	医療分 (計)	基礎賦課 (課税)分	後期高齢者支援 金等賦課(課税)分	介護納付金 賦課(課税)分	合計
引上げ前	80万円	61万円	19万円	16万円	96万円
引上げ後 (引上げ幅)	82万円 (+2万円)	63万円 (+2万円)	19万円 (引上げなし)	17万円 (+1万円)	99万円 (+3万円)

● 限度額該当世帯の割合(令和2年度(推計))(注3)

	医療分 (計)	基礎賦課 (課税)分	後期高齢者支援 金等賦課(課税)分	介護納付金 賦課(課税)分	合計
前年度(R元)	1.94%	2.00%	1.76%	0.97%	1.69%
引上げ前(R2)	2.02%	2.11%	1.79%	1.11%	1.79%
引上げ後(R2)	1.93%	1.99%	1.79%	1.00%	1.68%

(注3) 平成29年度国民健康保険実態調査に基づき、令和2年度における状況を推計したもの。

引上げにより、中間所得層の伸び率が高所得層の伸び率を若干下回る水準まで抑えられる。

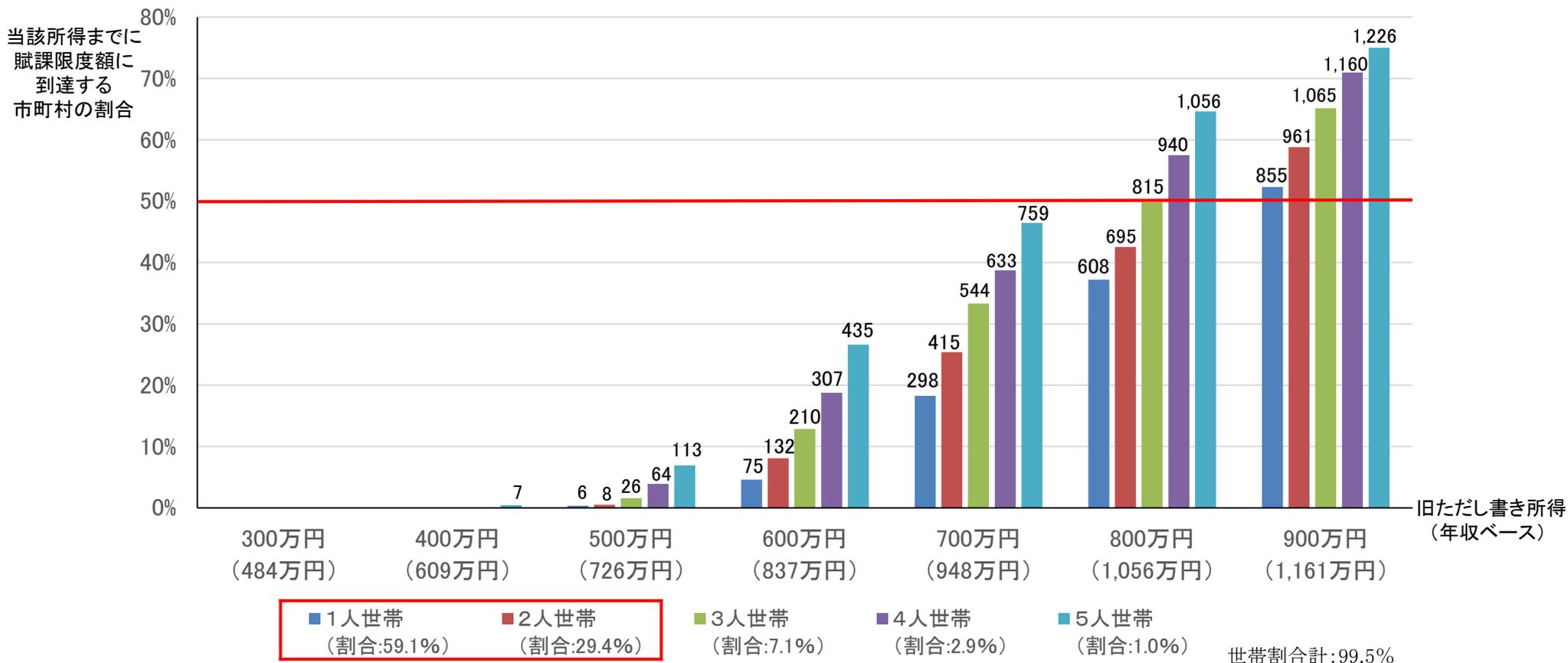
引上げを行わないと該当世帯が増加するところ、引上げにより現状をほぼ維持。

(参考) 世帯人数ごとの賦課限度額到達所得の状況(試算)

○ 国保世帯の保険料額は世帯人数によって異なるが、国保世帯の約9割を占める2人までの世帯でみた場合、所得が800万円(年収ベースで1,056万円)では賦課限度額に到達する市町村は半数に満たない(約43%)。また、所得600万円(年収ベースで837万円)で賦課限度額に到達する市町村は全市町村の約8%。

※ 国保世帯の約1%に当たる5人世帯であっても、所得が700万円(年収ベースで948万円)では賦課限度額に到達する市町村は半数を超えず、所得600万円(年収ベースで837万円)で賦課限度額に到達する市町村は全市町村の約27%。

<所得別・世帯人数別にみた賦課限度額到達市町村数(平成29年度)>



※ 平成29年度賦課限度額:基礎賦課分54万円、後期高齢者支援金賦課分19万円、介護納付金賦課分16万円 ⇒ 合計89万円

※ 平成29年度保険料率(4方式の場合、1世帯当たり平均の資産割額と仮定して資産割を算定)により試算を行い、基礎賦課分・後期高齢者支援金賦課分・介護納付金賦課分の全てにおいて賦課限度額に到達した市町村(政令で定める限度額と同額の賦課限度額を設定する市町村(1,634団体))の割合を計上(国民健康保険事業年報等)。